

山鹿市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

山鹿市長 早田順一

山鹿市規則第20号

### 山鹿市行政組織規則の一部を改正する規則

山鹿市行政組織規則（平成17年山鹿市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項中「別に定めるところにより部に総室を、」を「次の表の第1欄に掲げる」に改め、「課に」の次に「、それぞれ同表の第2欄に掲げる」を加え、「置く」を「置き、当該室の分掌事務は同表の第3欄に掲げるとおりとする」に改め、同項に次の表を加える。

課	室	分掌事務
総務部人権啓発課	男女共同参画推進室	(1) 男女共同参画に係る総合的な施策の立案、調査及び調整に関すること。 (2) 男女共同参画の推進に関すること。 (3) 男女平等の意識啓発に関すること。
商工観光部商工政策課	工業団地建設室	(1) 工業団地の用地の取得に関すること。 (2) 工業団地の整備に関すること。 (3) 工業団地の建設に関すること。
建設部都市整備課	住宅政策室	(1) 市営住宅の入居、退去その他の管理に関すること。 (2) 市営住宅の使用料に関すること。 (3) 市営住宅の整備に関すること。 (4) 住宅に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 (5) 空家等の適切な管理に関すること。

第5条を削る。

第4条の前の見出しを削り、同条第1項中「、総室」及び「、総室長」を削り、同条第2項中「必要に応じて、部に首席審議員、次長及び部付を、総室に審議員、主幹、専門員及び主任を、課に審議員、課長補佐、主幹、専門員、主任及び課付を、室に室長補佐、主幹、専門員及び主任」を「別表第4に掲げる職のうち必要な職」に改め、同条を第5条とし、同条の前に見出として「（職の設置）」を付する。

第3条の次に次の1条を加える。

#### （職員の職）

第4条 職員の職として、別表第4に掲げる職を置く。

2 前項に規定する職のほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3

第4項の規定に基づき任用される職員の職として、臨時の任用職員を置く。

第6条第2項中「第4条」を「前条」に改め、同条第3項中「必要に応じて、審議員、センター長補佐、主幹、専門員及び主任を置く」を「職の設置については、前条の規定を準用する」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 前条の規定は、第3条第4項の事業所の職の設置について準用する。

第7条第1項中「、総室長」を削り、同条第2項中「次長」の次に「、政策審議員」を、「主幹」の次に「、政策主幹」を加え、同条第5項中「、第2項の規定は政策審議員の職務について」を削る。

第7条の2第1項中「総務部総合戦略課」を「総務部政策調整課」に改め、「非常勤の」を削る。

第7条の3第2項中「に係る調整」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(用地対策監)

第7条の4 商工観光部商工政策課に、必要に応じて、用地対策監を置く。

2 用地対策監は、上司の命を受け、工業団地の用地の取得に関する事務を掌理する。

第9条第1項中「別表第1」を「第1条第3項の表、別表第1」に、「分担事務」を「分掌事務」に改め、「、総室」を削る。

別表第1 総務部の部秘書広報課の款広報係の項分掌事務の欄に次のように加える。

(3) 本市のイメージ戦略に係る施策の推進に関すること。

別表第1 総務部の部総合戦略課の款を次のように改める。

政策調整課	政策調整係	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 市行政に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。</li><li>(2) 市長の特命事項の調査、研究、調整等に関すること。</li><li>(3) 重要施策の企画及び調整並びに推進に関すること。</li><li>(4) 過疎地域持続的発展計画及び辺地に係る総合整備計画に関すること。</li><li>(5) 定住自立圏構想その他広域連携に関すること。</li><li>(6) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）の規定による土地に関する権利の移転等に関すること。</li><li>(7) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）の規定による土地の先買いに関すること。</li><li>(8) 地価の公示に関すること。</li></ul>
-------	-------	---

別表第1 総務部の部総務課の款行政係の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同項第13号中「指定管理者制度」を「指定管理者の選定」に改め、同号を同項第12号とし、同項中第14号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1 福祉部の部健康増進課の款保健総務係の項中「保健総務係」を「健幸都市推進

係」に改め、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 健幸都市に関する総合的な施策の企画及び立案並びに推進に関すること。

別表第1商工観光部の部商工課の款中「商工課」を「商工政策課」に改め、同款の商工係の項中「商工係」を「商工政策係」に改め、同款商工係の項を次のように改める。

商工政策係	(1) 商業の振興に関すること。 (2) 中心市街地の活性化に関すること。 (3) 適正な計量の実施の確保に関すること。 (4) 企業の誘致及び支援に関すること。 (5) 中小企業の経営の安定及び向上その他支援に関すること。 (6) 工業及び鉱業に関すること。 (7) 起業の促進に関すること。 (8) 雇用及び労働一般に関すること。 (9) 消費生活相談その他の一般消費者の利益の保護に関すること。
-------	--

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第4条、第5条、第9条関係）

部長	首席審議員	次長	政策審議員	課長	センター長	審議員	室長	課長補佐
センター長補佐	室長補佐	主幹	政策主幹	係長	専門員	主任	主査	参事
主任主事	主任技師	主事	技師所長	館長	園長	副館長	副園長	主任保健師
主任管理栄養士	主任栄養士	主任保育教諭	主任保育士	主任調理師	保健師	管理栄養士	栄養士	保育教諭
危機管理監	用地対策監	保育士	調理師	部付	課付	センター付	政策参与	

## 附 則

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（山鹿市附属機関に関する規則の一部改正）

2 山鹿市附属機関に関する規則（令和2年山鹿市規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「総務部総合戦略課」を「総務部政策調整課」に改める。

（山鹿市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正）

3 山鹿市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成17年山鹿市規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3級の項中「隣保館長」を「館長、副館長」に、「保育園副園長又は主任」を「保育園副園長、主任又は参事」に改め、同表4級の項中「隣保館長」を「館長」に改め、同表5級の項中「支所のセンター長補佐又は局長補佐」を「館長、主幹又は政策主幹」に改める。

（山鹿市職員管理職手当支給規則の一部改正）

4 山鹿市職員管理職手当支給規則（平成17年山鹿市規則第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1の市長部局の部中「総室長」を削り、同表教育委員会事務局の部中「次長首席教育審議員」を「次長 政策審議員 首席教育審議員」に改める。

（山鹿市人材育成基金条例施行規則の一部改正）

5 山鹿市人材育成基金条例施行規則（平成17年山鹿市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第4条中「総務部総合戦略課」を「総務部政策調整課」に改める。

（山鹿市職員の職の設置に関する規則の廃止）

6 山鹿市職員の職の設置に関する規則（平成17年山鹿市規則第30号）は、廃止する。